年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和49年3月から50年6月まで

② 平成元年3月

私は、会社を退職した昭和49年4月ごろにA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は郵便局で納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。また、申立期間②の保険料も納付したと思うので、併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間②を除き、60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間の保険料が現年度納付されなかった場合、納付書により過年度納付が可能であることを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和49年4月ご ろにA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は 郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、「初めて被保険者となった日」は同年9月1日と記載されていることが確認できることから、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、 婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国 民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しな い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成元年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月及び平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和37年3月から48年3月まで

② 昭和50年3月

③ 平成元年3月

申立期間①及び②については、昭和37年ごろA区役所で、両親の国民年金保険料を一括納付した際に自身の保険料も1年分納付し、以後は、集金人に保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。また、申立期間③の保険料も納付したと思うので、併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③はいずれも1か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和48年4月以降、申立期間②及び③を除き、60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②及び③の前後の国民年金保険料は納付済みである上、 申立期間の保険料が現年度納付されなかった場合、納付書により過年度納 付が可能であることを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものとみ ても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和37年ごろA区役所で、申立人の両親の国民年金保険料を一括納付した際に自身の保険料も1年分納付し、以後は、集金人に保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間①の一部は 既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保 険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、さか のぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 50 年3月及び平成元年3月の国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和50年10月から51年3月まで

結婚してA県からB県に転居後、国民年金の氏名変更及び住所変更手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、 氏名変更及びA県C市(現在は、D市)からB県E市への住所変更手続を 昭和50年10月*日に適切に行っていることが申立人が所持している国民 年金手帳により確認できることを踏まえると、申立期間の保険料を未納の まま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、 重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正するこ とが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和41年4月から43年3月まで

昭和50年12月の第2回目の特例納付において、申立期間について、 市役所で納付していた記憶があるため、問い合わせを行ったところ、未 納との回答であったため、仕方なく特例納付したが、納得できないので、 調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、特例納付を含め国民年金保険料をすべて納付し、厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時に居住していたとするA県B市(現在は、C市)に 照会した結果、申立人は、同市の国民年金被保険者名簿の索引簿に登載さ れていることが確認できることから、同市では、申立人を国民年金被保険 者として管理していたものと推認され、再加入手続を行ったにもかかわら ず、国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和50年12月26日、D県E町居住時に、41年1月から46年3月までの国民年金保険料を特例納付していることが領収済通知書から確認できるが、このうち、41年1月から同年3月までについては、同県F町の国民年金被保険者名簿で納付記録が有るにもかかわらず、特例納付していることが確認できることを踏まえると、A県C市に居住していた申立期間についても国民年金保険料を当該特例納付時点以前におい

て既に納付済みであったものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和60年7月から61年3月まで

昭和50年6月以降、厚生年金保険との切替手続も行い、継続して任意 加入していながら、後わずかである申立期間について、任意加入の喪失 届を提出した覚えはないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、 保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳では、申立期間について、国民年金被保険者の資格喪失日は記録されておらず、A市の旧電算システムによる資格記録では、昭和61年4月1日付けの第3号被保険者の資格取得の異動事由欄において「種変」(被保険者資格の種別変更)と記載されており、このことから、申立人は任意加入を継続していたものと推認され、任意加入を継続しながら申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和43年にA県B市からC県D郡E町(現在は、F市)に転居し、同年3月ごろ同役場で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料は納付書で納付したはずであり、申立期間の3か月だけが未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間の保険料が現年度納付されなかった場合、納付書により、過年度納付が可能であることを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年3月までの期間及び48年1月から同年 3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めら れることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: ① 昭和39年9月から40年3月まで

② 昭和48年1月から同年3月まで

昭和39年9月ごろ、父親が私の国民年金の加入手続を区役所で行い、 集金人又は信用金庫の口座振替で国民年金保険料を納付してくれていた。 婚姻後も父親が妻の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間が未 納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は7か月、申立期間②は3か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、60歳になるまでの国民年金保険料について、申立期間を除き、すべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年4月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の父親は、国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は現年度納付が可能であり、国民年金の加入手続を行いながら申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②については、申立期間前後の国民年金保険料は納付 済みであり、上記の保険料納付意識が高いことを踏まえると、申立期間に ついても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

京都厚生年金 事案 1718

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和25年8月10日、資格喪失日は27年1月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 25 年 8 月から 26 年 12 月までの標準報酬月額については、7,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和25年7月1日から27年1月25日まで 私は、A社で働いていた兄に誘われて、一緒に働いた。兄は、厚生年金 保険の加入の記録があるのに、私には全くないのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和27年1月25日まで継続してA社に勤務していたことは、当時の複数の同僚の供述から推認できる。

また、事業所払出原簿において、A社(*)の一つ前の記号番号である株式会社B(*)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名で同じ生年月日の者が昭和25年8月10日の資格取得日と記載されていたが、取消線で消去されていることが確認できる。また、申立人と一緒にC県からA社に入社した者を含む3人についても、同年8月10日及び同年8月13日の資格取得日と記載されていたが、同様に取消線で消去されていることが確認できる。

これについて、株式会社Bに当時勤務していた従業員に上記4名について 照会したところ、「株式会社Bの従業員として記憶が無く、当社の社員でな かったと思う。」と供述している。

さらに、A社の後継会社であるD社においては、A社に係る健康保険厚生

年金保険被保険者名簿で確認できる従業員の大半が雇用されており、株式会社Bにおいて資格取得した後に取り消された申立人を含む2名の厚生年金保険加入の記録があることが確認できる。

これらのことから、社会保険事務所(当時)において、A社の被保険者資格の取得に係る記録を株式会社Bの被保険者名簿に誤記し、取消しの処理を行ったものの、その後に、A社の被保険者名簿に転記しなかったことがうかがえることから、社会保険事務所の年金記録の管理が不適切であったことが認められる。

加えて、A社で当時厚生年金保険等の事務を担当していた者が、「当時の 従業員は全員正社員で、入社するとすぐに社会保険事務所に届出をし、厚生 年金保険料を給料から控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、株式会社Bに係る被保険者名簿に誤記されている被保険者記録は申立人の記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和25年8月10日、資格喪失日は27年1月26日であると認められる。

また、申立人の昭和 25 年 8 月から 26 年 12 月までの標準報酬月額については、上記の株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の生年月日が同一で同姓同名の「E」の資格取得時の標準報酬月額から、7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 25 年 7 月 1 日から同年 8 月 9 日までの期間 については、当該事業所の複数の同僚の供述において、申立人の勤務実態及 び厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和25年7月1日から同年8月9日まで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1719

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年9月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、同年9月の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和60年8月28日から平成17年5月3日まで A株式会社に勤務していたが、申立期間について、標準報酬月額が実際 に受け取っていた給与の総支給額に見合っていないので、在籍期間につい て調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のA株式会社に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持している給料支払明細書において、申立期間のうち、昭和62年9月については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額の保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、昭和 62 年9月に

ついて32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対 し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当 たらないことから、行ったとは認められない。

一方、昭和60年9月から62年8月まで、同年10月から平成4年4月まで、同年6月から6年8月まで、8年7月から同年11月まで、9年2月及び同年3月、同年5月から同年7月まで、同年10月から10年4月まで、同年6月から同年12月まで、14年1月から15年12月まで、16年6月から同年8月まで、及び同年10月から17年4月までの期間における標準報酬月額については、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額以下であるほか、16年9月については、上記の給料支払明細書に記載されている総支給額がオンライン記録の標準報酬月額よりも低い額であることが確認できることから記録の訂正は行わない。

また、申立期間のうち平成4年5月、6年9月から8年6月まで、同年12月、9年1月、同年4月、同年8月及び同年9月、10年5月、11年1月から13年12月まで、及び16年1月から同年5月までの期間については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、当該事業所の破産管財人、顧問税理士及び当時の同僚に照会しても、当該期間において申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料以上の保険料が控除されていたことに関する資料及び供述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 平成4年5月、6年9月から8年6月まで、同年12月、9年1月、同年4 月、同年8月及び同年9月、10年5月、11年1月から13年12月まで、及 び16年1月から同年5月までの期間について、申立人が主張する標準報酬 月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと 認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1720

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和24年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月10日から25年3月25日まで

昭和 24 年9月に社命により株式会社AのC店から同社B支店に転勤したが、厚生年金保険の加入記録では同年9月 10 日から 25 年 3 月 25 日までの加入記録が無い。当該期間については継続して同社に勤務しており、加入記録が無いのは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「諸給與明細表」及び株式会社Aの元同僚の供述から、 申立人が同社に継続して勤務し(昭和24年9月10日に同社C店から同社B 支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する「諸給與明細表」の総支給額及び厚生年金 保険料控除額の記載から 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、既に当該事業所が解散しており、申立期間当時の事業主も亡くなっていることから、申立人に係る厚生年金保険料の処理について確認できる資料及び供述を得ることが困難であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金 事案 1721

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場における資格取得日は昭和47年4月25日、資格喪失日は48年12月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 47 年4月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から48年8月までは4万5,000円、同年9月から同年11月までは5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月25日から48年12月1日まで

私は、昭和44年3月29日付けでA株式会社C本社に入社、47年4月25日にA株式会社B工場診療所に異動、48年12月1日にA株式会社本社D病院に異動、49年12月21日まで継続勤務した。しかし、47年4月25日から48年12月1日にA株式会社B工場診療所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。健康保険では当該期間の加入記録は残っているので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員記録、A健康保険組合及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し(昭和47年4月25日にA株式会社C本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A株式会社に保管されていた従業員採用後の社内履歴表及び申立期間当時のB工場E課の従業員名簿からも、申立人が同社に継続勤務していたことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、申立期間に一緒に働いたと記憶する複数の同僚全員が当時の申立

人の勤務実態を詳細に供述しており、全員が申立期間当時の厚生年金加入記録がある。

加えて、A企業年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所(当時)にも提出していた。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると事業主は、申立人が昭和 47 年 4 月 25 日に申立人のA株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格を取得し、48 年 12 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA企業年金基金の加入員記録から、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 48 年 8 月までは 4 万 5,000 円、同年 9 月から同年 11 月までは 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

京都厚生年金 事案 1722

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社) C工場における資格取得日に係る記録を昭和33年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月29日から34年10月1日まで

A株式会社に昭和28年5月から39年12月まで継続して勤務し、41年4月に加入期間127か月分の脱退手当金を受け取ったが、申立期間の厚生年金保険の記録が未加入となっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録及び複数の同僚の回答から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和33年10月29日にA株式会社D工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る昭和34年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の 履行については、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格 取得届や事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所 が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和34年10月1日 を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立 期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期 間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1723

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(現在は、株式会社B) C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和39年5月18日から同年6月1日まで 昭和15年4月1日から49年6月30日に退職するまで、継続して勤務 していたので、株式会社AのD支店の厚生年金保険の資格喪失日が39年 5月18日、同社C支店の資格取得日が同年6月1日となっているのはお かしい。同支店の資格取得日を同年5月18日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が所持している転勤辞令書から 判断すると、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務し(昭 和39年5月18日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における社会保険事務所(当時)の昭和39年6月の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から45年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和40年8月から45年3月まで

私が20歳になった際、母親がA区役所B支所で国民年金の加入手続を 行い、国民年金保険料を3か月ごとに集金人に納付してくれていた。申 立期間が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料を3か月ごとに集金人に納付してくれていたと主張してい る。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存

しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1718 (事案 1230 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和47年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成5年4月から7年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、父親名義のA銀行B支店の普通 預金口座から、平成6年3月及び7年3月に各20万円ほどを引き出して いた資金で、姉の保険料と併せて1年分ずつ納付したことが判明したの で、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間の申立てについては、i) C市が保管している国民年金保険料検認一覧表において、申立期間は未納であることが確認でき、これはオンライン記録とも一致していること、ii) 申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の姉も、同様に未納であることが確認でき、申立内容とは符合しないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、申立人の父親名義の金融機関の口座から、平成6年3月及び7年3月に、いずれも20万円ほどを引き出し、申立人の姉の保険料と併せて、1年分ずつ納付したとして、再申立てを行っている。

しかしながら、当該金融機関が保管している申立人の父親名義の口座の 入出金記録に、再申立内容と符合する出金記録は見当たらないことから、 再申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認 められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見 当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付してい たものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 42 年 10 月までの期間、同年 12 月から 43 年 7 月までの期間及び同年 8 月から 47 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和36年7月から42年10月まで

② 昭和42年12月から43年7月まで

③ 昭和43年8月から47年8月まで

私が20歳になった昭和36年に、A県B市で母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、姉二人の分と一緒に納付してくれていた。

また、結婚後の、申立期間②及び③の国民年金保険料は自分で納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和36年に、申立人の母親がA県B市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人の姉二人の分と一緒に納付してくれ、婚姻後の申立期間②及び③については、自身で保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月にC区(現在は、D区)において任意の被保険者資格で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①について、申立人の姉二人については、国民年金手帳

記号番号が払い出され昭和 36 年4月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人については、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間②及び③についても、E市において同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は上記の47年10月に任意の被保険者資格で国民年金に加入するまで未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年当時、学業を終えて家業に従事していた。家事は両親 や姉が行っていたので、私の国民年金の加入手続や申立期間の国民年金 保険料の納付を行ってくれていたと思うので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年当時、家業に従事していたので、国民年金の加入手 続や申立期間の国民年金保険料の納付は、申立人の両親又は申立人の姉が 行ってくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は 既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保 険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納 付が実施されていた時期ではなく、保険料をさかのぼって納付したとの主 張も無い。

なお、申立人の両親は、申立期間の国民年金保険料を納付済みであることが確認できるものの、申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、申立人より後の昭和 41 年9月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、保険料の納付も同年4月からであることが、オンライン記

録により確認できる。

さらに、申立人の両親又は申立人の姉若しくは申立人が申立期間の国民 年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無 く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情 も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、 該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをう かがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から52年3月まで

私は、20歳になった昭和50年*月ごろ、国民年金の加入手続を行い、 申立期間の国民年金保険料については、納付書により銀行で納付した。 申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年*月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の 国民年金保険料を銀行で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月にA県B市で払い出されていることが同手帳記号番号管理簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点で申立期間の保険料を納付するには、現年度納付及び過年度納付によることとなるが、同市が保管している国民年金被保険者検認台帳では、申立期間が未納であることが確認でき、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から47年9月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から47年9月まで

私の国民年金については、亡くなった父親が、昭和41年2月ごろに加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和41年2月ごろに国民年金の加入手続を行い、 申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人が申立期間当時に居住していたとするA区において払い出された同手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から54年3月まで

大学卒業後、就職した会社には社会保険が無かったため、昭和54年4月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、申立期間の保険料については、その後、さかのぼって納付したと思う。申立期間が未納とされていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民 年金保険料については、その後、さかのぼって納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和56年2月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳においても、「初めて被保険者となった日」は54年4月1日とされていることが確認でき、申立期間当時は、学生は国民年金の任意適用期間であることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、申立人は、上記の国民年金に加入した時点で納付可能なすべての 期間である昭和 54 年4月から 55 年3月までの国民年金保険料をさかの ぼって納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1724

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、自宅で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた集金人から、保険料の免除申請手続を教えてもらい、同手続を行った。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、自宅で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付し、その集金人から免除申請手続を教えてもらい、申立期間後は免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は、昭和 37 年 11 月 18 日であることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、同手帳では、昭和 36 年度の国民年金印紙検認記録欄に現年度納付を示す検認印が無く、A市における集金人制度の開始は、昭和 37 年 9 月からであることが確認されており、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、 氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1725

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から57年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和45年3月から57年3月まで

昭和45年3月ごろ、婚姻を契機に義父が、私の国民年金の加入手続を 区役所で行い、集金人又は信用金庫の口座振替で国民年金保険料を夫の 分と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには 納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月ごろ、申立人の義父が、国民年金の加入手続を 行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付してくれ ていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年5月に払い出され、同年4月19日に57年4月から58年3月までの保険料を納付していることが領収済通知書により確認できることから、申立人の義父は、このころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は 既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申 立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなる が、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの 主張も無い。

さらに、申立人の義父又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、 申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者 はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ せる事情も存しない。

なお、申立人は、昭和58年4月19日に57年4月から58年3月までの 国民年金保険料を納付していることが確認できるが、これは、申立人が国 民年金に加入した同年4月から60歳になるまで保険料を納付しても、老齢 基礎年金の受給資格を満たすためには10か月不足するため納付したもの と考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和32年5月から同年12月28日まで

私は、A株式会社(旧合資会社B)に昭和32年5月から同年12月28日まで勤務したが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、被保険者記録が無いとの回答であったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているA株式会社は、所在地を管轄する法務局の商業登記の記録及び事業主関係者の供述から株式会社Cであることが確認できる。

しかし、当時の事業主は既に亡くなっている上、オンライン記録において、 当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人も同僚 の名前を記憶していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認する ことができない。

また、事業主の関係者は、「株式会社Cは、昭和29年ごろに設立されたが、 1~2年で倒産した。申立人のことは記憶に無く、当時、従業員は私も含め 厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることから、申立人 の勤務実態を確認することができない。

なお、株式会社Cの前身である合資会社Bは、オンライン記録によると、昭和23年3月1日に適用事業所となり、28年3月31日に適用事業所でなくなっている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も無く、不自然な点

は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和43年6月1日から44年11月10日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したと ころ、昭和43年6月から44年11月までの17か月間について未加入となっ ていることが分かった。この間は、A工場(現在は、B株式会社)に織物 生地の検反係として勤務していた時期で、厚生年金保険の加入記録が無い ことは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の役員及び複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、当時の資料は残っておらず、 申立期間における申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用について確認 することができない。

また、上記の役員及び複数の同僚は申立人の勤務に関する記憶はあるものの、勤務時期及び雇用形態についての具体的な記憶を有していないため、申立人が主張する申立期間に正社員として勤務していた旨の供述を得ることはできなかった上、申立人自身、入社時期についての具体的な記憶を有していない。

さらに、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険番号も連続しており欠番も無い上、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から38年8月5日まで

オンライン記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和38年8月5日となっているが、私の所持する自動車整備技能者手帳には、当該事業所に35年10月に就職し、38年12月に退職したと記載されており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する自動車整備技能者手帳を発行しているB振興会に照会したところ、「当該手帳の職歴欄は、事業所の申請によって記載しているもので、正確な勤務期間について振興会が独自に確認しているものではない。」との回答であった。

また、株式会社Aに照会したところ、「申立人が昭和38年8月5日に雇用保険の被保険者資格を取得した際の失業保険資格取得確認通知書を保管しているが、それ以外に資料は無く、当時の事業主は既に亡くなっており、その妻も申立人について記憶していない。」と回答している上、当時の複数の同僚は申立人について記憶はしているものの、勤務期間を特定できる供述は無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、上記失業保険資格取得確認通知書に記載されている申立人の被保 険者資格取得日は、オンライン記録による申立人の厚生年金保険の被保険者 資格取得日と一致している。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和47年10月1日から48年11月30日まで

② 昭和60年2月1日から62年2月15日まで

③ 平成4年9月1日から5年9月1日まで

申立期間①は、A社で株式会社Bを紹介してもらい、株式会社Bからの派遣で、昭和47年から48年ごろにかけて株式会社C(現在は、株式会社D) E店の毛皮製品売場の販売員として勤務した。

申立期間②は、A社に株式会社Fを紹介してもらい、株式会社Fからの派遣で、株式会社GのH店のアクセサリー売場の販売員をしていた。

申立期間③の株式会社 I では、平成3年から4年にかけての加入記録は 見付かっているが、後にもこの会社に再入社し、株式会社GのH店に派遣 され、婦人服の販売員をしていた。

申立期間①、②及び③について厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bに係る申立期間①について、申立人は同社に在籍し、株式会社 CのE店に派遣社員として勤務していたと供述している。

しかしながら、株式会社Bは平成元年に解散し、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、申立期間①当時、株式会社Bに勤務していた複数の従業員及び株式会社Dに照会したが、申立人が申立期間①当時、株式会社Bに在籍していたことを確認することはできない。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間①に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続 しており、欠番も見られないことから、申立期間①において申立人の加入記 録が失われたとは考え難い。

株式会社Fに係る申立期間②について、申立人と同様に同社に在籍し、株式会社GのH店に派遣社員として勤務していたと申立人が記憶している同僚の供述により、申立人が株式会社Fに在籍していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚から申立人の正確な勤務期間に関する情報を得る ことはできない上、当該同僚は、「申立人は正社員ではなかった。」と供述し ている。

また、株式会社Fに照会したが、「当時の関係資料は保管されていないため、申立人の勤務実態は不明」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る正確な勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

株式会社Iに係る申立期間③について、申立人は同社に在籍し、派遣先の株式会社GのH店に勤務していたと主張している。

しかしながら、株式会社 I に保管されている人事記録において、申立人の 在籍は平成3年4月1日から4年6月1日までであり、申立期間③に申立人 が当該事業所に在籍していたことは確認できない。

また、申立期間③当時、株式会社Iに在籍していた複数の従業員及び株式会社GのH店に照会したが、申立人が申立期間③に株式会社Iに在籍し、株式会社GのH店に勤務していたことを確認することはできない。

さらに、国民年金被保険者記録において、申立期間②及び申立期間③の一部期間については、申立人の国民年金保険料の法定免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1728 (事案 774 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和33年4月から35年6月まで

当時同じ仕事をしていた同僚は厚生年金保険に加入していたが、私は加入していないこととされている。同じ仕事をしていたのに加入していないのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の元同僚の供述から申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できるものの、当時の資料は保管されておらず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる賃金台帳等の関連資料及び供述を得ることができないほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年5月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は特段の新たな資料等を提出していないが、 申立期間において当該事業所に新たに入社及び退職する社員はおらず、全員 が厚生年金保険に加入していたはずであると主張し、当該事業所における勤 務期間を厚生年金保険の加入期間として認めるべき旨を主張している。

そこで、今回の再申立てに当たり、前回の調査に加えて、A株式会社における複数の元従業員及び申立人が記憶している同僚に照会を行ったところ、それらの元従業員のうち、複数の者について、自身が記憶している入社日から2年以上経過した後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認

できることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員について必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが うかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和50年11月から54年2月ごろまで

私は、A社に昭和50年11月から54年2月ごろまで勤務していたが、 ねんきん特別便に係る年金加入記録によると、申立期間について厚生年金 保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者で あったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間当時において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない上、複数の元同僚に照会しても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する供述を得ることはできない。

また、A社は、昭和54年9月25日に有限会社Bを設立し、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、厚生年金保険の適用は、58年7月1日からであり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主及び元同僚は、オンライン記録から、申立 期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成11年3月1日から17年4月1日まで 申立期間について、給与は毎月30万円ぐらい受け取っていたが、標準報酬月額が低すぎるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について株式会社Aに勤務し、毎月 30 万円ぐらいの 給与を受け取っていたと主張しているが、オンライン記録によると、申立期 間に係る申立人の標準報酬月額は20万円とされている。

また、申立人が所持する給与明細書から、申立期間のうち、平成 15 年4月、16年1月及び同年11月から17年3月までの期間については、月間給与合計欄は32万円又は35万円と記載されているものの、給与から控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額(20万円)に見合う保険料額であることが確認できる。

さらに、当該期間について、申立人が所持する預金通帳に記載されている 給与振込金額及び申立人の妻が給与明細書から記載したとする家計簿に記載されている給与額は、28万円から32万円であり、給与明細書に記載されている差引支給額及び申立人の主張する給与額とほぼ一致している。

加えて、申立期間のうち、平成11年3月から15年3月までの期間、同年5月から同年12月までの期間及び16年2月から同年10月までの期間については、申立人が所持する上記の預金通帳及び家計簿によると、申立人は毎月28万円から35万円の給与差引支給額を受け取っていることが確認できる。

一方、当該事業所は、「従業員へ実際に支払った給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出て、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたことがある。」と回答している。

また、当該事業所の平成 15 年度及び 16 年度の被保険者報酬月額算定基礎 届において、申立人の給与額が 20 万 5,000 円と記載されていることが確認 できる。

以上のことから、申立人は、申立期間について、毎月 30 万円前後の給与を受け取っていたことが確認できるものの、厚生年金保険料については、オンライン記録の標準報酬月額(20 万円)に見合う保険料より高額な保険料を事業主により給与から控除されていたとみるのは困難である。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和32年10月から36年5月まで

私は、昭和32年10月に同級生の紹介で、株式会社AのB店に子供用帽子の販売店を出していたC商店に採用され、販売員として勤務していた。 申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当時の写真などから、期間は特定できないが、申立人が株式会社AのB店内で子供用帽子の販売員をしていたことは推認できる。

また、申立人は、「D市E区に本社があるC商店に採用された。」と供述しているところ、当時の職業別電話番号簿によると、帽子(運動帽、学生帽を含む。)の頁にD市E区を所在地とするF氏が掲載されているが、同氏及び申立人が名前を記憶している同僚は、オンライン記録からG株式会社において、厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年11月1日であり、申立期間において適用事業所であったことは確認できない上、F氏の息子及び上記の同僚に照会しても、申立期間当時の状況は不明である。

さらに、D市E区を所在地とする「C商店」名の事業所について、法務局に照会したところ、商業・法人登記に係る記録は確認できず、オンライン記録でも、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

なお、オンライン記録で検索したところ、「G」名の適用事業所は 12 か所確認できるが、H県、I 県及 J 県において該当する事業所は確認できない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人が供述する同僚の記録は見当たらず、「K」の名称では、該当する適用事業所は確認できない。

加えて、申立期間について、株式会社AのB店に係る健康保険厚生年金保 険被保険者名簿においても、申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和63年8月10日から平成2年2月10日まで 申立期間について、株式会社Aで不動産の買取交渉の仕事をしていたが、 私には厚生年金保険の加入期間の記録が無い。同じ仕事をしていた元同僚 は厚生年金保険の加入記録が有るとのことであり、私も厚生年金保険料を 給与から控除されていたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 63 年度社員慰安旅行の写真及び同僚の供述から、 期間は特定できないが、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認でき る。

しかしながら、申立期間当時の事務責任者は、「内勤の正社員は社会保険に加入させていたが、不動産買取交渉担当者は、会社と雇用関係は無く、事業所得者に該当するので社会保険には加入させておらず、確定申告が必要な旨を説明していた。」と供述しているほか、不動産買取交渉担当者であった元同僚は「不動産買取交渉担当者は、途中から社会保険に加入させない取扱いになったように思う。」と供述している。

また、申立人は「短期間で退職する者が大半だったが、不動産買取交渉担当者は常時30人程在籍していた。」と主張しており、同僚も不動産買取交渉担当者の人数について同様の供述をしているが、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日である昭和56年11月1日から適用事業所でなくなった日である平成4年11月30日までの期間に、厚生年金保険被保険者記録が確認できるのは、すべての職種を含めても延べ23人しか見られないことから、申立

期間当時、当該事業所では必ずしも従業員すべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所の厚生年金保険被保険者記録には申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和24年12月2日から25年4月14日まで 私は、病気のため自宅療養し、休職していた時期も有ったが、申立期間 についてA株式会社B支店に勤務し、給与をもらっていたので厚生年金保 険料も控除されていたはずである。同じ職場で働いていた同僚は、申立期 間について厚生年金保険の加入期間になっているのに、私は加入期間と なっていない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、A株式会社B支店に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は、申立期間当時の人事記録や賃金台帳を保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和24年12月1日に被保険者資格を喪失し、25年4月15日に資格を再取得していることが確認でき、オンライン記録とも一致する上、申立期間前後の健康保険の整理番号は*番と*番と異なっている。

さらに、申立期間について、当該事業所に係る上記被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は見当たらない上、健康保険の整理番号は連続し、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めること はできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和38年6月1日から40年3月21日まで

(A株式会社)

② 昭和40年4月21日から42年4月19日まで

(B株式会社)

昭和42年4月にB株式会社を退職し、同年6月にはC県の実家に帰り、 脱退手当金の支給日になっている同年9月14日は、事業所のあったD県 にはいなかった。脱退手当金の手続を行っておらず、納得いかないので、 調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所であるB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年9月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立 期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。